

1

図書館送信 図書館向けデジタル化資料送信サービス概要

- 2011年 文部科学省が設置した「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」報告書において、国民の利便性の向上を図るため国立国会図書館デジタル化資料の各家庭等までの送信を目標としつつ、第一段階として一定の条件のもと公共図書館等で利用可能となるよう著作権法の改正を行うことが適当、実施に当たっては対象出版物を市場における入手が困難な出版物に限定すべき、とされる。
- 2012年 著作権法改正（第31条第3項（現第7項）新設）→図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に
- 2014年 図書館送信サービス開始
- 2018年 同法改正（第31条第3項（現第7項））→外国の図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に
- 2019年 外国の図書館等に拡大

対象資料	絶版等の理由で入手困難な資料
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第31条に規定する「図書館等」 <ul style="list-style-type: none"> ▶公共図書館、大学図書館、国立博物館・美術館、国立の研究機関の図書館、公益法人立の図書館（個別指定）、公益法人立の博物館・博物館相当施設 ▶司書または司書に相当する職員の配置が必要 ・2019年度から外国の図書館にも送信開始（2018年著作権法改正） ・利用条件に同意して申請の上、NDLの承認が必要
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・参加館の登録利用者が、参加館内の特定端末から国立国会図書館デジタルコレクションにアクセス ・「自ら利用するために必要と認められる限度」でプリントアウトが可能（一部図書館は閲覧のみ）
参加館数	国内1,422館（公共749館、大学637館、その他36館）+海外9館（2023年9月末現在）
運用	資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（デジタル化した資料の利用提供方法等について著作権者・出版者団体、大学、図書館等、関係の団体や機関と協議する場）において取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」*1に基づき運用

*1 https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03.pdf

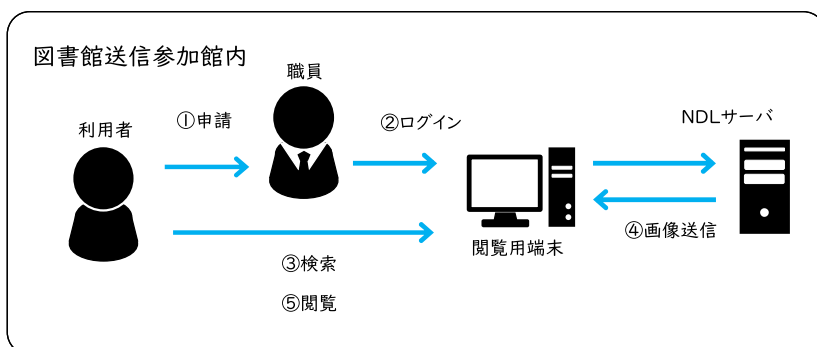
2

2

図書館送信

利用イメージ(閲覧)

- ▶利用者からの申請を受け、図書館(参加館)の登録利用者であることを確認して、図書館職員が閲覧用端末にログイン
- ▶ログイン後、利用者がデジタル化資料を閲覧
- ▶閲覧用端末は職員の目の届く範囲に設置



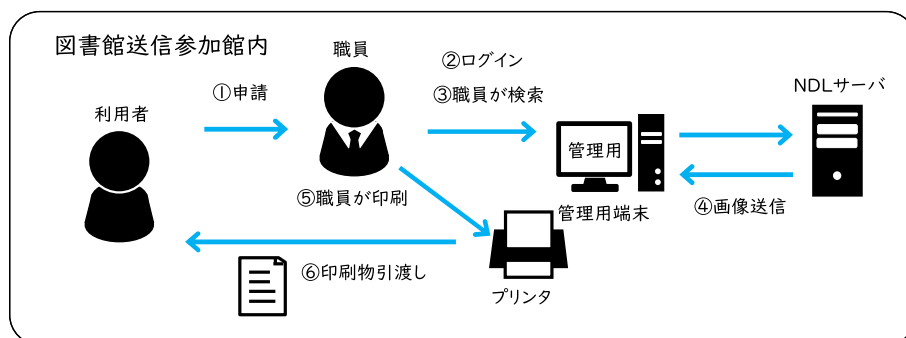
3

3

図書館送信

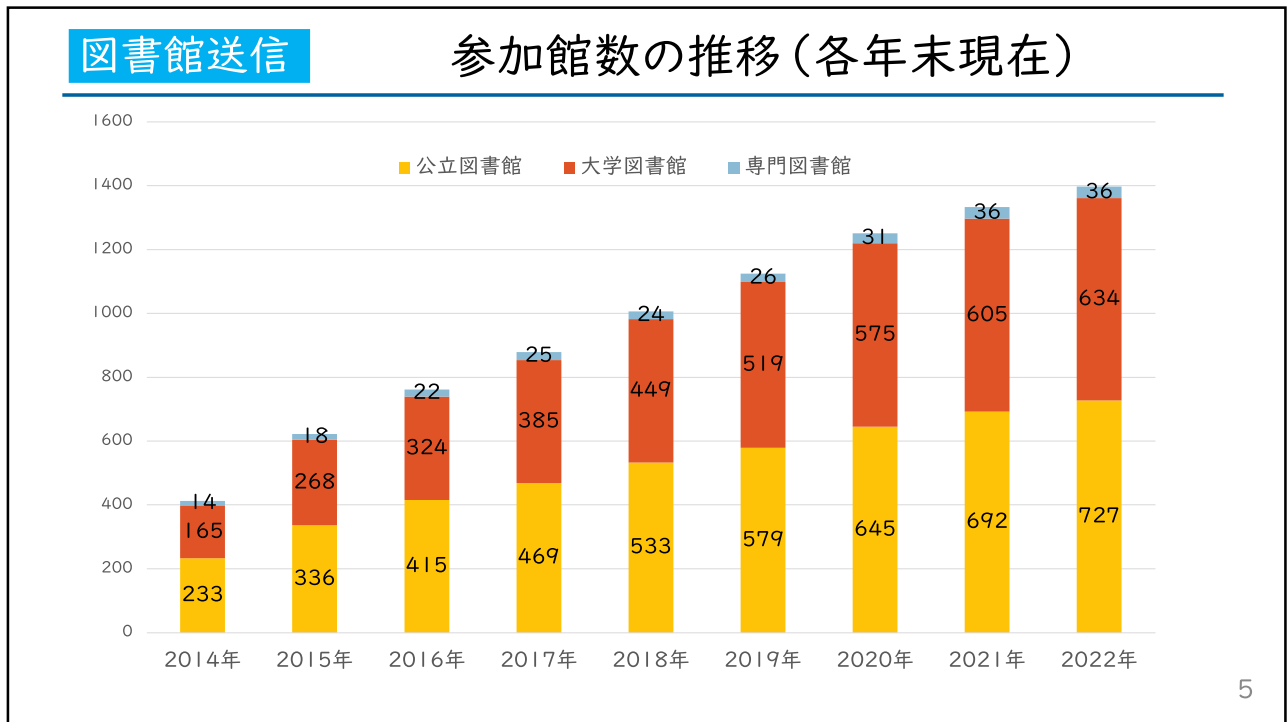
利用イメージ(複写)

- ▶利用者の申請を受け、図書館(参加館)の登録利用者であることを確認して職員がログイン
 - ▶職員が印刷(利用者自身が複製を行うことは禁止)
- ※ 著作権法に基づき、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度で複写可能
- ▶複写記録を作成(日付、資料名、コマ番号)

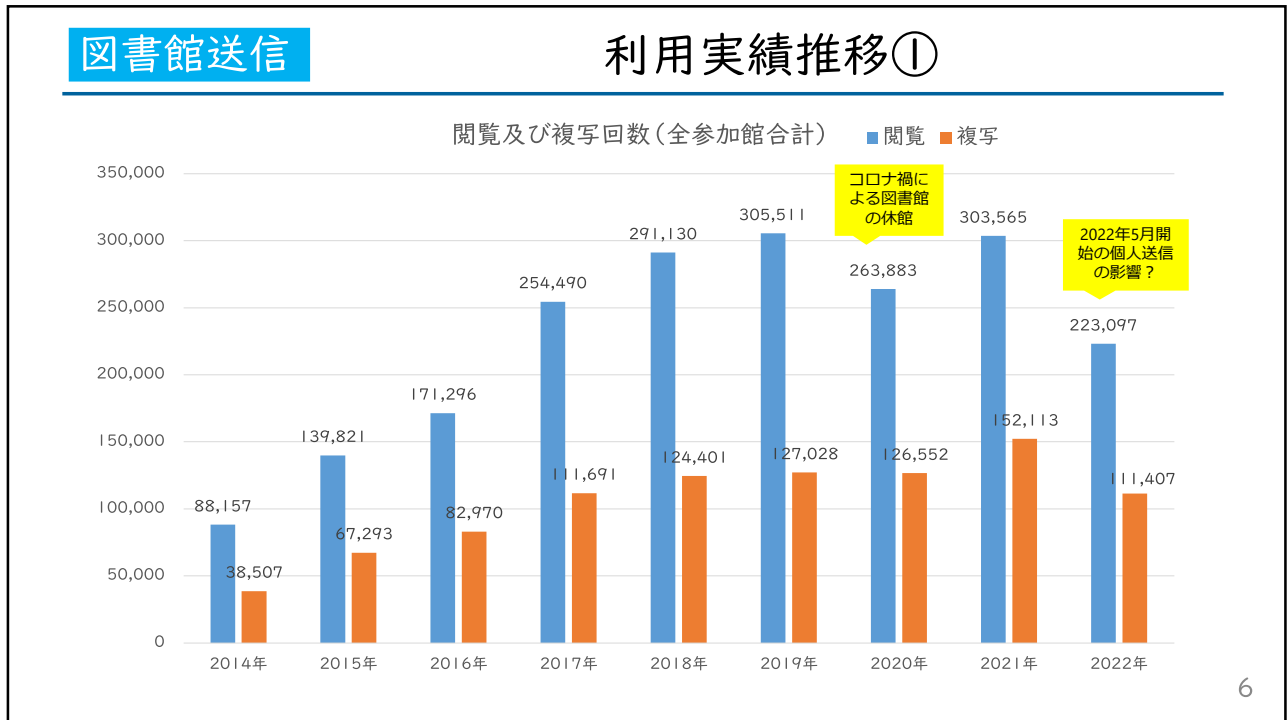


4

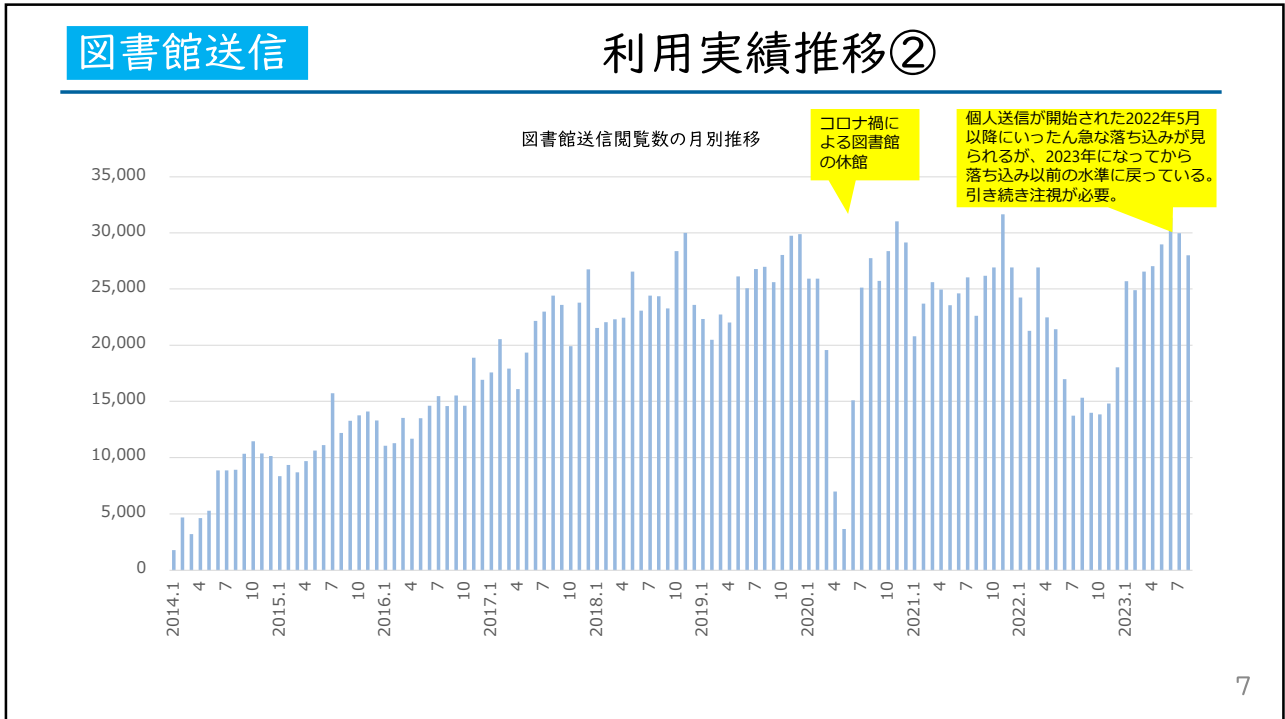
4



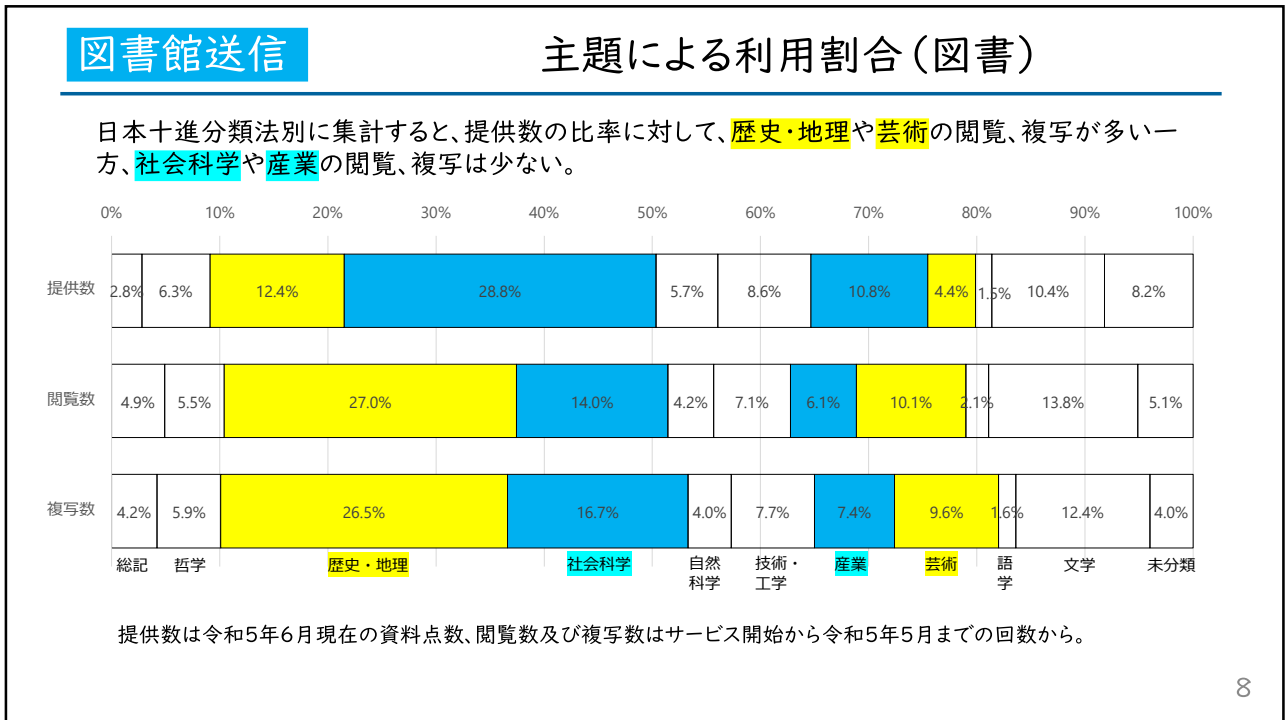
5



6



7



8

個人送信 個人向けデジタル化資料送信サービス概要

- 2020年 コロナ禍における研究者・学生等からの来館せず利用できる図書館サービスへのニーズの高まり
→図書館休館対策プロジェクト、日本歴史学協会等からのデジタル化資料公開範囲拡大の要望
→「知的財産推進計画2020」「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」
- 2021年 著作権法改正(第31条第4項(現第8項)ほか)→個人への絶版等入手困難資料の送信が可能に
- 2022年 個人向けデジタル化資料送信サービス開始(5月19日～、閲覧のみ)
- 2023年 プリントアウト機能提供開始(1月18日～)

対象資料	絶版等の理由で入手困難な資料
対象利用者	以下のすべての条件を満たす者 ・NDLの登録利用者(本登録) ・日本国内に居住 ・最新の「個人向けデジタル化資料送信サービス利用規約」*1に同意済
利用方法	・個人の端末から国立国会図書館デジタルコレクションにアクセスし、利用者ID・PWでログイン ・閲覧(ストリーミング)とプリントアウトが可能。プリントアウトは「自ら利用するために必要と認められる限度」
利用規約同意者数	164,194人 【参考】登録利用者(本登録)数416,910人(いずれも2023年9月末現在)
運用	国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会において取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」*2に基づき運用

*1 https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/pdf/individuals_tos.pdf

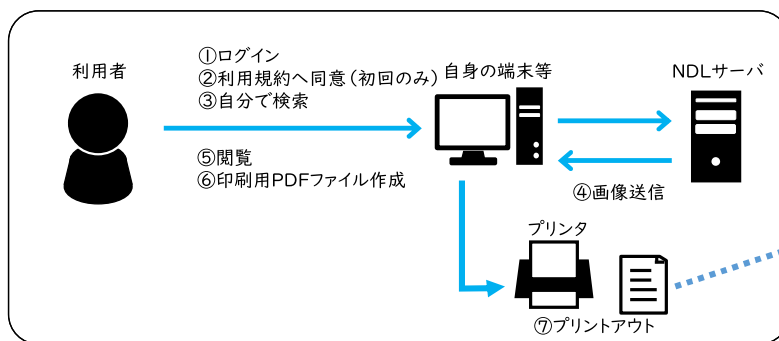
*2 https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf

9

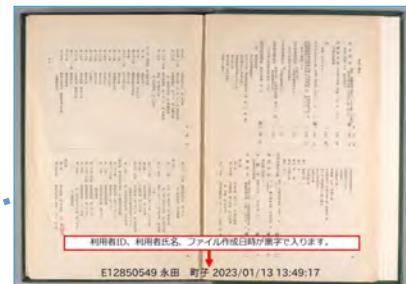
9

個人送信 利用イメージ(閲覧～複写)

- ・利用者は自分の端末等からログインした上で、遵守事項などの記載された利用規約へ同意(初回のみ)
- ・検索、閲覧し、必要に応じてプリントアウト

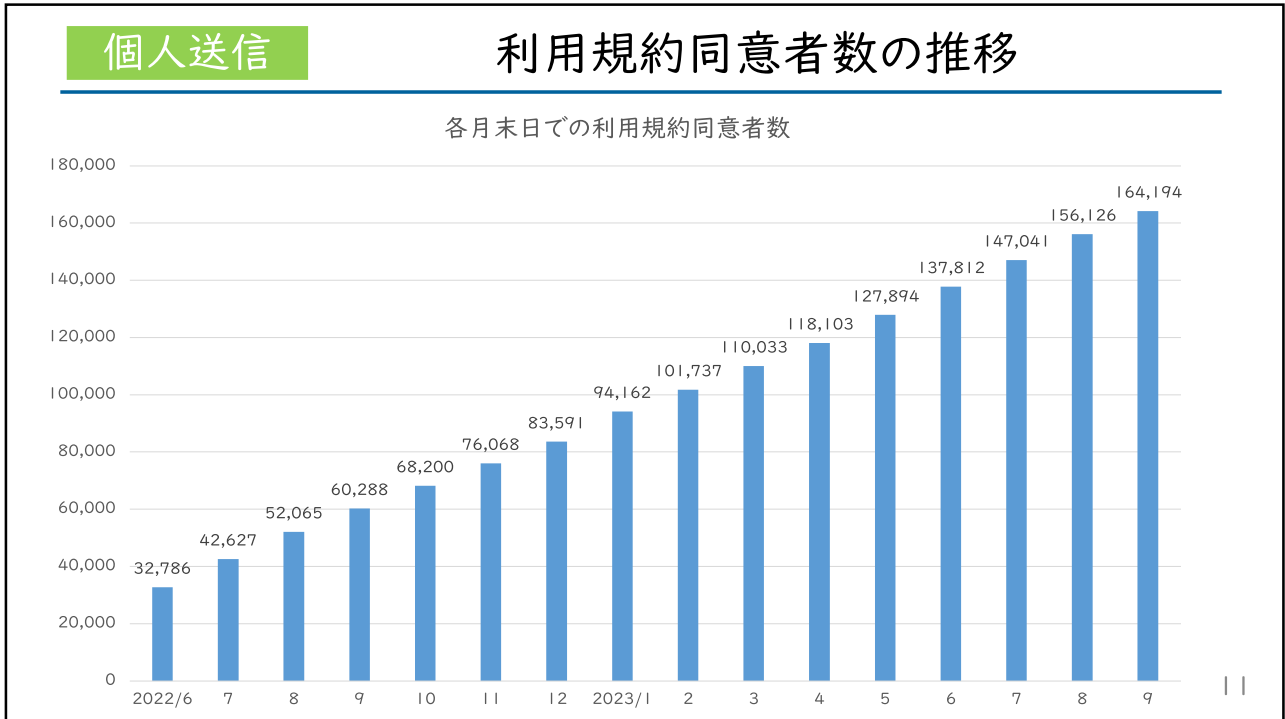


不正利用防止のため、印刷用ファイル(PDF)には、画像上部に電子透かしとして利用者ID、画像下部にフットプリントとして利用者ID、利用者氏名、ファイル作成日時を表示

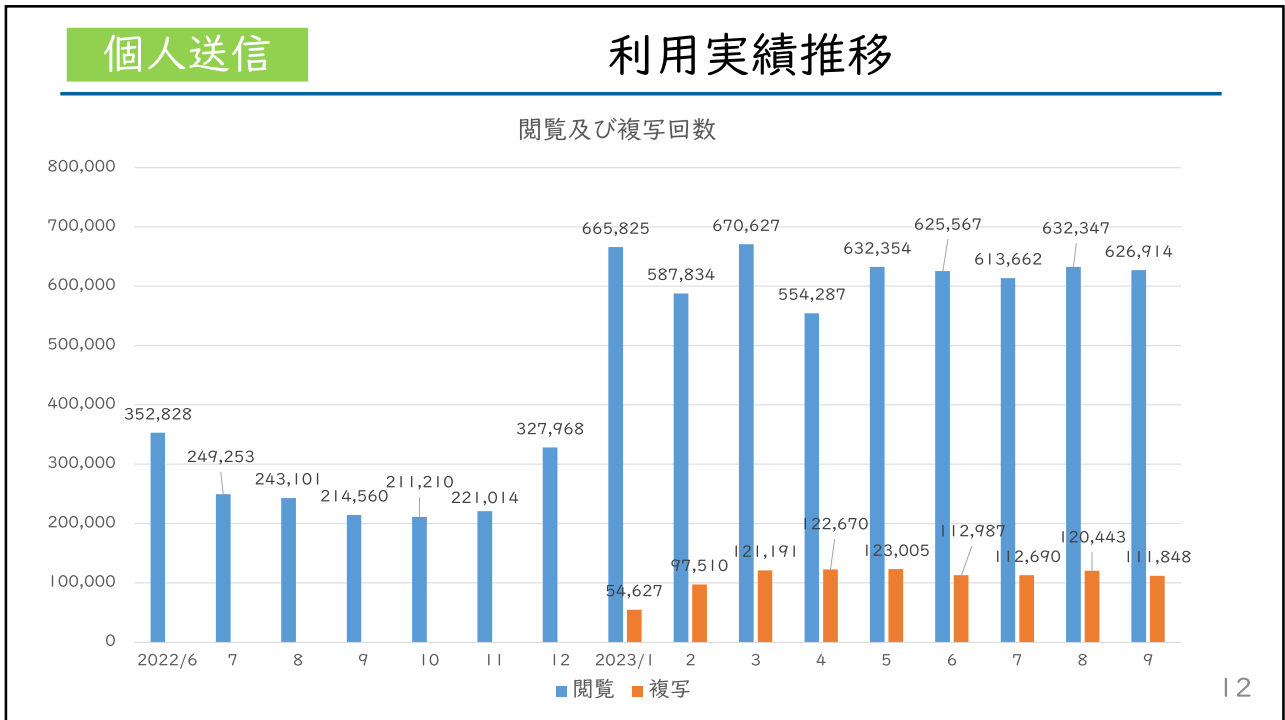


10

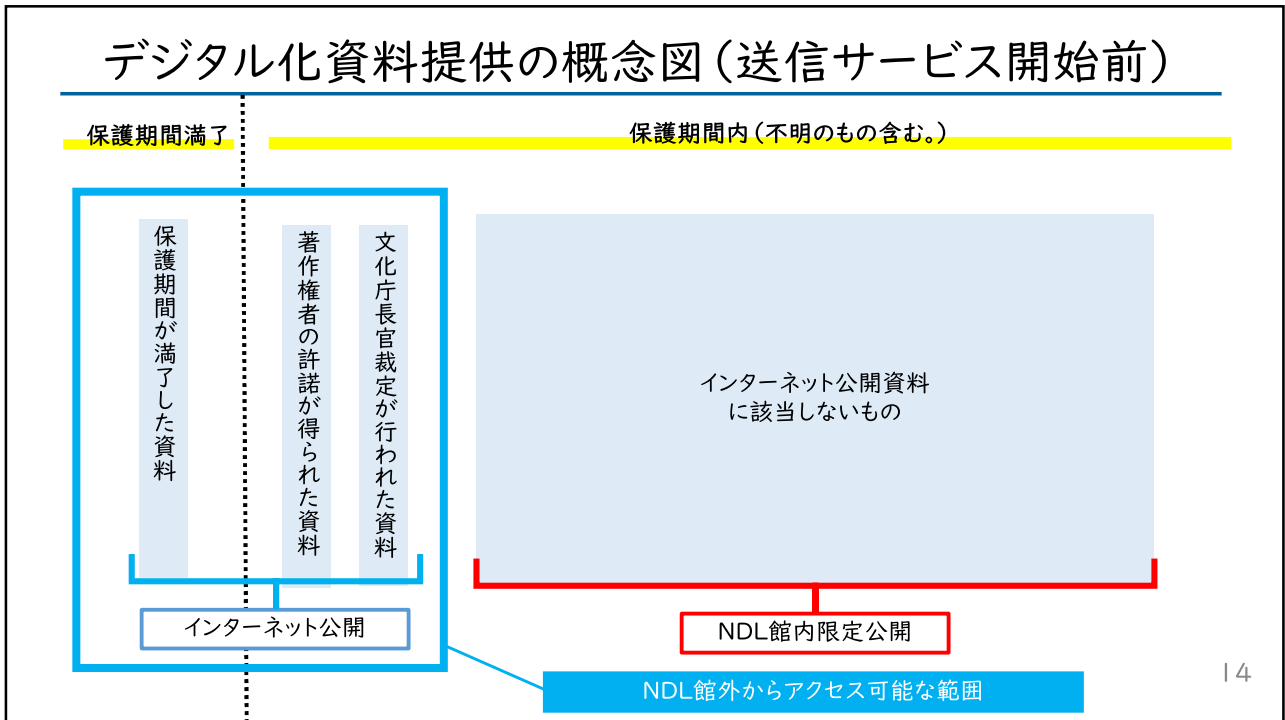
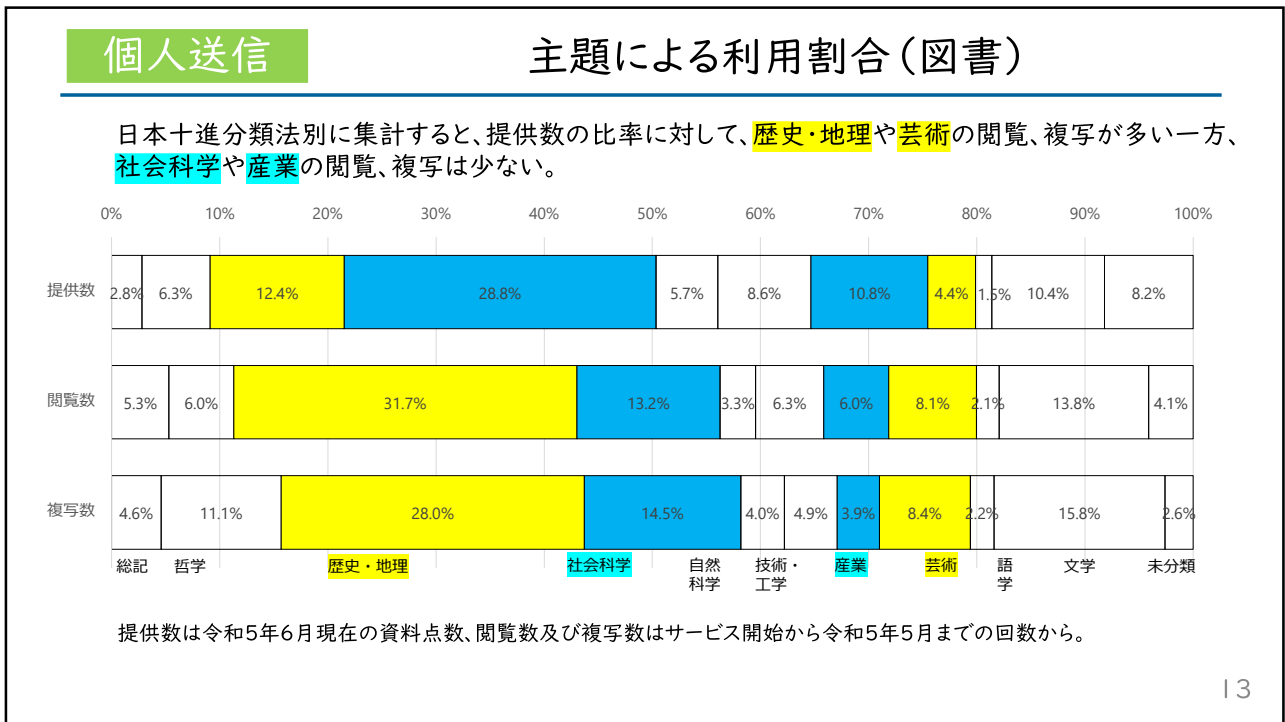
10

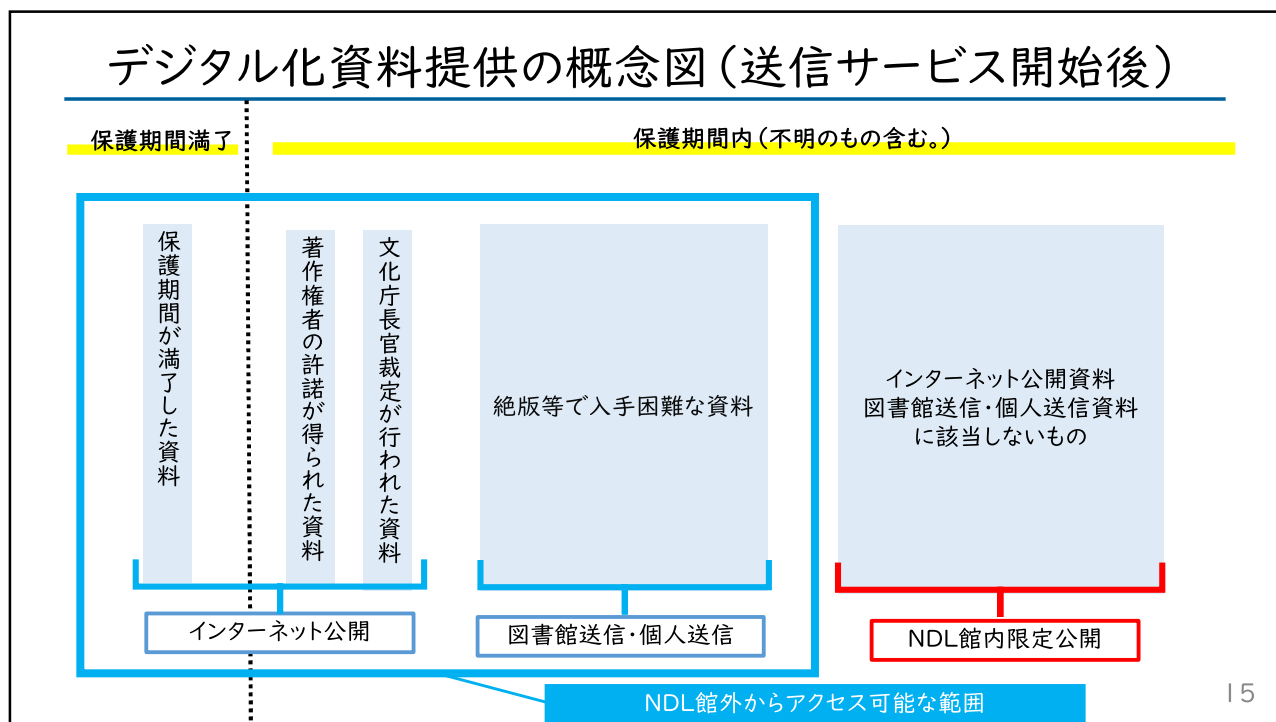


11



12





15

「絶版等で入手困難な資料」とは？

（特定）絶版等資料に係る著作物（著作権法第31条第7項及び第8項）

図書館送信→「絶版等資料」（絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料）が対象
個人送信→「特定絶版等資料」（絶版等資料のうち、3月以内に復刻等の予定があるものを除いたもの）が対象
※法律上の定義は異なるが、合意事項における除外基準や送信対象資料範囲の定めにより、実質的には同じ

具体的な送信対象資料は、資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会で取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定配信に関する合意事項」*に基づき、以下のとおり運用。個人送信にも同様に適用される。

- ・送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。
入手困難な資料とは、流通在庫（出版者、書店等の市場）がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。
- ・漫画・絵本、商業出版雑誌（関係者と合意が得られたものを除く）は送信留保
- ・デジタル化した図書、雑誌、博士論文を送信候補資料とし、送信対象を入手困難な資料に限定するため、3段階の除外手続（入手可能性調査、事前除外、事後除外）を行う。

* | https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03.pdf

16

16